

airiti

夏目漱石《行人》中提示了另一種
女性〈共生共榮〉式婚姻維繫之道的可能性

曾秋桂

淡江大學日文系副教授

摘要

以明治時代嚴格的家族制度與婚姻制度的角度，抑或以女性是被壓抑的一群的女性解放主義觀點來研讀作品《行人》的話，其結果皆是套脫不出婚姻是悲劇的如此框架。難道除此之外，《行人》就別無其他的解讀方式了嗎？於是本人以此為問題意識，再三精讀《行人》，明察其中細微描寫之處後，發現在《行人》作品中，其實夏目漱石提示了第三的可能性。那即是夫妻相互珍惜，融洽圓滿的〈共生共榮〉的生存之道。

本論文以夙有夫妻不睦風評的一郎夫妻以外的五對夫妻為研究題材。此五對夫妻——老長野夫婦、岡田夫婦、佐野夫婦、發瘋女人夫婦、即將結為連理的三澤夫婦，除了三澤夫婦的結合過程未明之外，其他皆是遵循舊規的相親結婚，而非女性解放主義所推崇的戀愛結婚。發瘋女人的婚姻雖是個明治時代中典型的悲劇產物。但像是長野家的長野母親權勢，甚至於凌駕於明治民法規定的戶長之上，主導家中經濟大權。這說明了明治的法令的確層層束縛了女性的自由與權利，但實際日常生活中，女性握有權限，甚至超越戶長的情形，是稀疏平常的。而與為夫妻相剋所苦的一郎夫妻不同，信賴、互相扶持的岡田夫妻，雖有未有後嗣的苦惱，但維持著和諧的婚姻，亦是事實。

如此地，在明治時代的父權制度，與象徵女性解放的新女性運動的〈青鞜〉兩股時代洪流，激烈地相抵觸、抗衡之下，漱石在《行人》作品中，點出了女性〈共生共榮〉的婚姻維繫之道。開示人生的不同的可能性。

關鍵詞：明治時代・家族制度・婚姻制度・女性解放主義・共生共榮

A rereading of 'Kojin' : The suggestion to another possibility of
the lifeway of the married couple and woman

Tseng Chiu-Kuei

Tamkang university Department of Japanese subprofessor

Abstract

When people read 'Kojin' from the paradigm of feminism and the paradigm the house system, they find out only the tragedy of marriage in the Meiji Era.

Thereupon, the debater will try finding out the new reading way of 'Kojin', and has reread the text of 'Kojin' faithfully. As a result, the debater make it appear that Soseki has written the 3rd selection that can keep the harmonized relationship of the married couple in 'Kojin'.
Five sets of married couples of the research objects of this paper are not the couple who has married for love that feminism affirms.

However, they have no relation to the suppression by the house father system and both sexes conflict. Soseki has showed that there is another married couple image like the married couple of 'Okada' between two tide of the two poles called "Seitou" as new women and the house father system in the Meiji Era.

By it, Soseki is showing the freedom of the multilateral possibility and selection of the life that figures out the essence of married couple relation, without be dazzled by the tide in the Meiji Era.

Keywords : the house father system, feminism, married couple relationship, both sexes conflict, harmonized relationship of the married couple

『行人』の再読

—夫婦と女性の生き方のもう一つの可能性への示唆—

曾秋桂

淡江大学日本語学科副教授

要旨

明治時代の家制度、結婚制度のパラダイム、あるいは家制度への正面きった挑戦を宣言し、女性解放を主張したフェミニズム論者のように女性が常に抑圧される存在だというパラダイムによって『行人』を読むと、そこでは確かに結婚の悲劇以外に見えるものは何もない。だが、はたしてそれ以外の『行人』の読みはできないかということの問題意識として、『行人』のテキストに忠実に再読してみた。そこからは、夫婦の調和した関係を保つことが出来る第三の選択を漱石が描いていたことが浮かび上がってくる。

本論文で研究対象として選んだ一郎夫婦以外の五組の夫婦は、いずれも女性解放者が提唱した恋愛結婚で結ばれたカップルではなかった。しかし、家父長制度によって一方的に抑圧され周縁化された妻や、また両性相尅に苦しむ無残な一郎夫婦の姿とは無縁な、妻を中心に動く岡田夫婦の調和的關係を漱石が『行人』にはっきりと描いたのは事実である。

明治時代の家父長制度と新しい女の「青鞮」という両極の二つの潮流の間に、岡田夫婦のような、もう一つの夫婦像があることに漱石が気づき、女性がもう一つの生き方をする可能性を提示したのとも見える。作品での意図は明治的体制下での一郎夫婦のような悲劇の解剖に置かれていたかもしれないが、岡田夫婦を確かな人物造形で提示している漱石は時代の潮流に目を眩ませられることなく、夫婦關係の本質を捉えた人生の多面的な可能性と選択の自由を開示してくれているという気がしてならない。

キーワード：家父長制度・フェミニズム・夫婦關係・両性相尅・夫婦の調和

『行人』の再読

—夫婦と女性の生き方のもう一つの可能性への示唆—

曾秋桂

淡江大学日本語学科副教授

1. はじめに

『行人』は大正元年(1912)12月6日から翌2年(1913)11月17日まで、東西の朝日新聞に連載されたが、その間、漱石の三度目の胃潰瘍のために、4月8日から9月15日(「大阪朝日新聞」は9月17日まで)のほぼ五ヶ月半に及ぶ間、中断された。『行人』は、「友達」、「兄」、「歸つてから」、「塵勞」の四つの小篇によって構成された作品である。特に、「歸つてから」の掲載後、六ヶ月ぶりに再開された「塵勞」は、伊豆利彦のように前の三篇の主題と分裂しているとする研究者¹は少なくない。また、「友達」について、その後の主題とは関わりがないという小宮豊隆の見方²も既に出ている。

そうした論を生んだのは、「友達」の位置付けである。その後の主題とは関わりがないという小宮豊隆の見方とは異なり、いち早く片岡良一は、「『友達』を読むことによって、作者が何を書こうと予定しているのかをおおよそには推定することが出来る」³と述べた。小宮豊隆が否定した「友達」は、こうして近年では逆に高く評価されてきているのである。

この再評価された「友達」から浮かぶ『行人』の主題の一つは、夫婦関係である。その点で注目されるのは、再評価の過程で、主に

¹ 伊豆利彦(1991・初出1963)『『行人』論の前提』『夏目漱石作品論集第九巻』桜楓社、三好行雄編(1984)『鑑賞日本現代文学第5巻夏目漱石』角川書店

² 小宮豊隆(1942)『漱石の藝術』岩波書店 P219-221では、「初めてから『短篇をいくつか書いて見たいと思』はなければ、『友達』のやうな、『行人』の主題とは直接関係のないものを、漱石が書く筈がないのである」とある。

³ 片岡良一(1991・初出1955)『『行人』と『こころ』の実験』『夏目漱石作品論集第九巻』桜楓社 P27。高橋佳、玉井敬之、飯田裕子、佐藤裕子、金正勲などもこの説に同調している。

論じられてきたのは、一郎とお直夫婦の関係ばかりでなく、他の夫婦の関係についても同様であった点である。つまり岡田夫婦などについて、早くから安東璋二⁴が、語り手の二郎が言った「幸福な家庭」（「友達」五）などの言葉⁵を捉え、「幸福」な夫婦だと見なしてきたが、多くの論者は一郎・お直夫婦の不幸な関係と同様に、他の夫婦も不幸を背負っていると見てきた。片岡良一⁶などは、語り手の二郎が言った「結婚問題を人生に於ける不幸の謎」（「歸つてから」三十六）とする言説に着目し、一郎夫婦を悲劇の前兆とし、岡田夫婦をはじめ、佐野・お貞新夫婦の今後の不幸を予想している。しかし、語り手の二郎の言説を同じように根拠としながら、一郎・お直夫婦以外の夫婦についての評価がこのように分かれたのは、何故であろうか。ここからは、『行人』を読むとき、その主な語り手である二郎の言説に見られる不一致や二郎の視線の限界⁷に注意する必要があることが分かる。

例えば、二郎は嫂のお直を「無口」（「兄」四）、「寡言」（「兄」三十八）、「言葉寡」（「塵勞」三）、「言葉寡ない」（「塵勞」五）、「平生の通り言葉寡」（「塵勞」十）と評している。しかし、大阪の宿に着いたとき、岡田と積極的に会話をした様子（「兄」二）と、謠の来客に応答したときの「平生の寡言にも似ず」（「歸つてから」十二）という嫂の様子となどを見ると、お直には二郎が語った「無口な」嫂とは、違う側面があると認められる。

また、三沢が「あの女」を見舞い、三沢の代わりに「あの女」の

⁴ 安東璋二(1991・初出 1973)『『行人』世界—その挫折の意味』『夏目漱石作品論集第九巻』桜楓社 P142 は、明暗を対照し、「楽天的で屈託のない岡田の結婚生活は、深刻な一郎夫婦と対照的に明るく、ユーモアの少ない作品の唯一の息抜きになっている」と見た。秋山公男、玉井敬之も同じ論点を持っている。

⁵ 二郎は岡田夫婦の仲については、例えば、「友達」(十)では、母宛てに「あれ程仲の好い岡田さん夫婦の周旋だから間違はないでせう」と書いて報告した。

⁶ 同注3前掲書 P34。その他、瀬沼茂樹、内田道雄、佐藤裕子、金正勲は同じような見方を示している。

⁷ この点について、仲秀和(2001)『漱石—『夢十夜』以後』和泉書院 P115 では、謎の多い『行人』の性質と関連して見ている。

「美しい看護婦」の都合を二郎が訊ねたとき、二郎は三沢が「まだ此看護婦に口を利いた事がないといふので、自分がその役を引受けなければならなかつた」(「友達」三十)と述べている。だが、実は、運勢早見表のような占いを「美しい看護婦」から借りて、三沢の病室で遊んだときに、三沢はその場にいた(「友達」二十六)ので、三沢は「美しい看護婦」と口を利かなかつたというのは考えにくい。それから、「あの女」を見舞いに行かない三沢を不思議がったときに、二郎は三沢が「決して自分の様な羞耻家ではなかつた」(「友達」二十六)と述べたが、三沢の短い入院中、「看護婦を相手にしたり」(「友達」十六)する二郎の方が看護婦と親しくなつたことは、三沢より二郎が「羞耻家」であるという自己評価とは、釣り合わないであろう。まして、岡田が仕事で留守中、お兼と会話を交わしているとき、お兼を「もつと笑はせたかつた」(「友達」六)こと、入院中の三沢に付き添つたとき、「面白半分わざと軽薄な露骨を云つて、看護婦を苦笑させた」(「友達」十五)こと、そして、和歌山の夜、嫂が化粧したことに気づいたときに、「自分は暗がりの中でしかも下女の居る前で、斯んな冗談を云ふのが常よりは面白かつた」(「兄」三十六)ことなどを見ると、二郎にはおよそ「羞耻家」とは結びつけられない剽軽な一面があることが見て取れる。

以上の二つの例は、『行人』の語り手である二郎の人物評価と、実際の人物の性格とが乖離している場合がある証明になると思われる。そして、ここからは、夫婦関係の評価でも二郎の言葉を額面通り「幸福」とか「不幸」と受け取って良いのかどうか、という疑問が生じてくる。これは、もちろん二郎の言説全体を疑うものではない。もし、人物の動きなどを述べた二郎の言説まで、すべて疑わしいとなれば、『行人』の読み自体が成立しなくなるであろうから。ここで疑念を持つのは、二郎の「評価」の言説であり、その言説全体ではない。

だが、今まで疑われることのなかつた二郎の語る人物評価に、こ

うした疑念が生じると、二郎の言説に依拠してきた、片岡良一⁸の論から生まれた明治時代の家・結婚制度から生じる幸福・不幸というパラダイムや、そうした制度論に基づいてフェミニズム論で主張されてきた抑圧される存在としての女性から生まれる不幸というパラダイム⁹の根拠も怪しくなる。二郎が結婚に対して「幸福な家庭」(「友達」五)あるいは「結婚問題を人生に於ける不幸の謎」(「歸つてから」三十六)と言う、その「幸福」、「不幸」という評価が果たして信頼に足る判定なのかどうか、読者にも疑わしくなるからである。

そこで、本論文では、語り手の二郎の言説の特質と視線の限界に注意し、また、明治時代の家・結婚制度やフェミニズム論などのパラダイムには判断を停止して、従来、二郎の評価により「幸福」、「不幸」と判断されがちであった一郎・お直夫婦以外の各夫婦の有様を客観的に把握し、『行人』の再読の可能性を探りたい。なお、一郎夫婦については、両性相尅に苦しむ不幸なカップルという定説に従い、本論文では取り上げない。

2. 『行人』の副人物の各夫婦像

『行人』では、一郎夫婦以外に、長野の老夫婦など、副人物の五組の夫婦関係が描かれている。以下、これらの五組の夫婦について、その動きを追い、夫婦関係の性格を捉えることにする。

2.1 長野老夫婦 (五十二「さゆり」)

『行人』は、「梅田の停車場を下りるや否や自分は母から言ひ付けられた通り、すぐ俵を雇つて岡田の家に馳けさせた」(「友達」一)と始まり、「父」のではなく、「母」の用命により岡田の家へ行った

⁸ 同注3前掲書P34では、「縦の親子関係にも横の夫婦や兄弟の関係にも、いろいろの断絶を持たねばならなかった明治時代の人間生活の不幸を、それは少なくとも最も深刻に描き出したものの一つであったのである。それが家とか結婚とかいうもののあり方と根深くからみ合ったものである点からいえば、これを間接的ながら明治時代の家の暗さを描いた作品と見ることも出来るであろう」とある。瀬沼茂樹も同じ見方を示している。

⁹ 中山和子・江種満子・藤森清(1999)『ジェンダーの日本近代文学』翰林書房

ことが、作品冒頭から示されている。また、お貞の結婚相手の佐野と会見後、二郎は「父」にではなく、「東京の母へ向けて佐野と会見を結了した旨の報告を書いた」（「友達」十）。そして、お貞の結婚話が手軽すぎると思う二郎に、岡田の妻・お兼は「お母さまが御満足なさる」（「友達」十）と言ひ、見合いに関係した二人の間でも、長野の母の意向が意識されている。なお、この手紙を出し終えた二郎が大阪から去るときに、岡田も「母の返事の来るまで自分に居て貰ふ必要もなからうと云」（「友達」十一）い、返事はやはり「父」ではなく「母」から来ると予想されている。冒頭部分からここまで見てきて、お貞の結婚は、長野の「父」ではなく、「母」の意見で決めるもので、二郎は母の意向で動いている。

その後、事実上、お貞の結婚話に決着を着けたのも、長野の母である。結婚のことで、「家の厄介もの」（「友達」七）で、下女同然のお貞に追い越された娘・お重を不憫に思った父は、「まづお重から片付るのが順だらう」（「歸つてから」十）という意見を出し、その意見に兄も同調した。だが、「澤山ない機会を逃すのはつまり兩損になるといふ母の意見が實際上に尤もなので、理に明るい兄はすぐ折れて仕舞つた。兄の見地に多少讓歩してゐる父も無事に納得した」（「歸つてから」十）とあり、父は兄の意見を優先し、その兄は母の説得に折れて、結局、お貞の結婚話は長野の母の意志でまとまった。

「古い歴史を有つた家」（「歸つてから」二十九）の長野家は、「番町にある、士族出身の高級官吏の家」¹⁰だが、二郎が語る作品の事件の当時、「公の務を退い」（「歸つてから」十一）た父は社会的影響を昔ほど持っていない¹¹。父は戸長の座から降りて隠居生活を始めていたとも考えられる。すると、お貞の結婚の決定時の、長野家の

¹⁰ 須田喜代次(1990・初出1989)「「行人」論(1) —新時代と「長野家」」『日本文学研究資料新集14 夏目漱石—反転するテキスト』有精堂 P120

¹¹ その父は、「兄」五では、「憐れな母は父が今でも社会的に普通の勢力を有つてゐると許り信じてゐた。兄は兄丈に、社會から隱退したと同様の今の父に、其半分の影響さへ六づかしいと云ふ事を見破つてゐた」と記述されている。

airiti

戸長は長男の一郎に違いないが、作品の最初の「友達」の場面では、以上のように母の意志と支配力が家長の兄や父を凌いでいたことは明らかである。

『行人』の時代と舞台については、明治40年代の出来事を二郎が大正という「今」になって語っているという¹²。明治40年代と推定されているので、話の時代はすでに明治31年に公布・施行された明治民法の時代である。だが、長野家の母の、以上のような結婚に対する影響力の強さは、明治民法の親族篇、相続篇に定められた戸主の持つ家族の婚姻に関する決定権¹³とは相容れない。また、同様な例はその他の場面でも、度々出ている。

もう一つは、岡田に勧められた母と兄夫婦の大阪旅行である。その旅行資金は、「母の持つてゐた、或場末の地面が、新たに電車の布設される通り路に當るとかでその前側を幾坪か買ひ上げられ」(「兄一」)てできた。ここでは、長野の母が自分の資産を持ち、それを自由に処分し、管理していたことが注目される。明治民法の親族篇、相続篇では、家族の治産と禁治産に関する戸主の優越権が規定されている¹⁴。法律上は、戸主の承認を得る必要があるのに、長野の母にはそのような形跡はない。これは明らかに戸主の権利を侵害したことになる。独自に行使していた長野の母の様子は、今まで見てきた結婚や財産に関する戸主の法律的権利を形骸化したことと同じである。

また、「貴族院の議員」、「ある会社の監査役」(「歸つてから」十一)の二人の話の来客が来た時も、長野の母は、社会的身分のある来客にもかかわらず、結局謠の聴き手に出なかった。その一方で、「大抵は書齋裡の人」(「歸つてから」三)の一郎や、謠について「何の素養も趣味もない」(「歸つてから」十二)嫂でさえも謠の席に出

¹² 同注10 前掲書 P116-119

¹³ 山下悦子(1988)『日本女性解放思想の起源—ポスト・フェミニズム試論』海鳴社 P52

¹⁴ 同注13 前掲書 P52

ている。実質的戸主である長男夫婦が自分の趣味をまげて、謠の席に出たのに、出なかった母は、やはり長野家では「謠が又大嫌ひ」（「歸つてから」十一）という自分の感情で行動が許される自由な立場にあったと言え、ここでも法的戸主を越えて、「母」は自分の我を通して行っているのである。

以上、見てきたように、明治民法での戸主権規定にもかかわらず、法的に戸主ではない長野の母は、結婚相手を家長の意見を退けて自分の考えで決め、自分の資産を戸主に断りなく自由に使い、さらに社会的身分のある来客にもかかわらず、自分の嫌悪から謠の席に出なかった。こうした自由な行動を取る長野の母の姿は印象的である。こういった行動は、常に言われてきた抑圧された憐れむべき明治時代の女性の姿とは、相容れないようである。つまり、長野家の法律的戸長は形式的統率者に過ぎず、実質上は、戸長の母が家を管理していた好例であろう¹⁵。長野の老夫婦が旧世代の家庭を代表するものと見ると、旧世代でもこうした形で家の母となれば、女性にも大きな権利が認められていたということが言える。従来、明治民法下では、等しく女性は被抑圧的存在と見られてきたが、長野の母のように「良妻賢母」であることは、女性の権利の行使を許す地盤であったことが窺われる。これも明治時代の女性の生き方の一つの可能な選択肢である。

2.2 岡田夫婦

次に岡田夫婦を見よう。高等商業学校を卒業した岡田は二郎の父の紹介で大阪の保険会社に入り、翌年二郎の両親の周旋で、岡田の書生時代から顔見知りのお兼を迎え、結婚して既に五、六年になった（「友達」二）。久しぶりに会った長野の母に「本當に奥さんらしくなったね」（「兄」二）と褒められたお兼は、二郎が大阪に着いた最初の日の夕食に、二郎をして「薄化粧をして二人のお酌をした。時々は團扇を持って自分を扇いで呉れた」（「友達」四）とあるよう

¹⁵ 同注 13 前掲書 P55

airiti

に、来客を持たず主婦として愛想よく振る舞っている。そして、岡田の晩酌を二郎に聞かれた時にも、お兼は、「微笑しながら、『どうも後引上戸で困ります』と答へてわざと夫の方へ見遣」（「友達」四）り、愛嬌の笑いを見せるのを忘れていない。

だが、愛想がよく愛嬌のあるお兼には、別の一面もある。翌日に「お兼、お前暇があるなら二郎さんを案内して上げるが好い」（「友達」五）と、二郎の前で岡田に言われたお兼は「何時もの様子に似ず、此時丈は夫にも自分にも何とも答へなかつた」。ここで、夫の言付に「答へなかつた」ことで、お兼は間接的に拒否の意志を示したと考えられる。

お兼が、二郎の案内役を拒否した理由は推測できないわけではない。岡田と外出し帰宅したとき、二郎はお兼の髪型が「廂に束ねてあつた」ものから「丸髷」に変わったことに気づいた。また、そのとき、お兼の指には、「昨夕氣が付かなかつた指環が一つ光つてあつた」とある。そして、お兼は「先程お出掛になつた後で」と言いながら、三沢からの葉書を二郎に渡している。三沢からの葉書が来たことを知っている以上、二郎の外出中にお兼が髪結いに行つて長く留守にしていたとは考えにくく、この場面は、髪結いを呼んで新しい髪型に結い、それに似合う指輪をはめたと推測するのが自然であろう。そうなると、主人の岡田の要求に当事者の二郎の前で拒否の意を示したお兼には、その時点で、髪結いを呼び、髪型を変える心づもりがあつたと見られる。お兼の自己追求的な一面は、こうした外面にかかわるものばかりではない。

二郎が三沢のため岡田の会社へ借金に行ったとき、岡田が「固より其隠袋の中に入用の金を持つてゐなかつた」（「友達」二十九）と二郎は記している。この「固より」には、岡田家の家計管理権が岡田の手にはないという皮肉なニュアンスが入っているであろう。そして、その暗示どおりに、その後、二郎が岡田の手紙を持ってお兼を訪ねて行くと、お兼はすぐ銀行へ行って二郎の要るだけの金を下ろして手渡している（「友達」二十九）。この場面から、岡田家の通

帳などの金銭管理がお兼の手に委ねられていることは明らかである。

だが、ここで大事なのは、岡田が承諾した緊急の場合、お兼は岡田の体面を保つよう、岡田の妻として夫を尊重して行動していることである。ここからは、やみくもに蓄財したり、自分のために家計を壟断するというような経済的欲望に囚われるのではなく、あくまで岡田との家庭を共同を守るために意を尽くして家計を切り盛りしている、誠実な妻としての一面が窺われるのである。そして、もう一つ大事なことは、岡田もそうした妻のやり方を尊重しているということである。岡田のお兼への尊重が特に分かるのは、借金が二郎から返済されたときの岡田の反応である。

金を受取った時の彼（岡田のこと・論者注）は、酔つてゐるにも拘はらず驚ろくべく慥なものであった。「今でなくつても宜いのに。然しお兼が喜ぶますよ。有がたう」と云つて洋服の内隠袋へ収めた。

（「兄」九・下線部分論者）

岡田が返済金を受け取った一瞬、酔いからさめたことを見ると、岡田はやはり二郎による借金が気になっていたことが分かる。さらに、下線部分の「お兼が喜ぶますよ」と付加えたこの一言から、岡田家の経済を管理しているお兼に気を遣い、その意向を立てていることが知られよう。また、二郎が、電話を掛けるたびに、「最後に屹度お兼さんのことを一口二口付加へて、『お兼からも宜しく』とか、『是非お遊びに入つしやる様に妻も申して居ります』とか、『うちの方が忙しいんで、つい御無沙汰をしてゐます』とか云ふ」（「友達」十七）のである。ここからも家庭外でお兼を引き立てるよう気遣う岡田の妻への尊重が窺われる。そこで、岡田夫妻は相互に相手の意向を測りながら行動して、その家庭を堅実に運営していると見られる。

一方、二郎が言う「幸福」そんな岡田夫婦の間にも、深刻な問題

がある。「彼はもう五六年近くになるんだが、どうも子供が出来ないんでね、何ういふものか。それが氣掛」(「友達」四)だと、岡田は二郎に告げる一方で、「子供が出来ると夫婦の愛は減るものでせうか」と心配そうに話している。ここには、子供は欲しいが、子供ができるとお兼との夫婦愛が減るのではないかと心配する岡田の内心の動揺が見られる。だが、岡田の言葉からは、子供を持つことよりもお兼との仲の方を大事に見ている真情が読み取れるとも言える。他方、お兼は、子供がほしくないかと、「夫程親しく言葉を換はず機会もなかつた」(「友達」三)未婚の男性二郎に聞かれたときでも、ためらうことなく「私兄弟の多い家に生れて大變苦勞して育てつた所為か、子供程親を意地見るものはないと思つて居りますから」(「友達」六)と、理由を挙げて子供を持ちたくない意志を示している。お兼は、「子供程親を意地見るものはない」と、母だけでなく、父母を「親」という一単位で見ている。そこから考えれば、この述懐は女性の立場の表明に止まらず¹⁶、子供の多い家庭を守るために苦勞した父母の姿を通して、お兼の子供心に沁みた経験の表明と理解されよう。それにしても、若いお兼が「母」になる可能性は、その時点で完全に閉ざされたわけではない。

今まで、岡田夫婦の子供に対する見解の相違により、その「幸福」に危険を見る論も多かったが¹⁷、岡田のお兼への尊重・氣遣いと、まだお兼の「母」になる可能性が残っていることとの相互関係を考えると、岡田夫婦の行方に「不幸」の必然を読む必要もなからう。

また、岡田夫婦の不幸を指摘する他の論として、お貞の結婚式に仲人として出席すべきお兼の欠席理由を、岡田がうまく説明できなかったことを捉え、岡田夫婦の間にコミュニケーションの不成立を

¹⁶ 須田喜代次(1990・初出1989)「『行人』論(2) — 「男の道德」と「女の道德」」『日本文学研究資料新集14 夏目漱石・反転するテキスト』有精堂 P132では、それを一人の女性としての発言を見ている。

¹⁷ 余吾育信(1990・初出1987)『『行人』への関連／差異性の運動』『日本文学研究資料新集14 夏目漱石—反転するテキスト』有精堂 P140-145。同注16 前掲書有精堂 P132

見る内田道雄の論もある¹⁸。だが、大事なところではお互いの意を汲んで動いている今までの二人の動きから見ると、理由を口ごもったこの場合も、何か二人にとって重大な人には言いたくない出来事を想定してもよかろう。というのは、岡田がお貞の結婚の件で岡田が結婚直前まで頻繁に長野家と連絡を取って一貫して、熱心さと責任感を持って行動してきたからである。従って、一生懸命労を執って、実現できたお貞の結婚式に妻のお兼が欠席したのは、余程のことがあったと見るのが自然であろう。その余程のことと言えば、例えば、岡田が他人にうまく説明できない、産婦人科的な問題や病気などの類を想定することもできるであろう¹⁹。

そして、もう一つはお兼の人柄である。前述した借金の件は勿論、来客の持てなし、岡田家の家計の堅実な管理など、いわば、岡田家の妻たる役目を十分にお兼は心得て、しかも、その役目を立派に果たしている。従って、余程のことがない限り、夫が今まで大変尽力してきたお貞の結婚のような大事件に大した理由もなく欠席するはずはなかろう。

お貞の結婚後、二郎は、佐野・お貞夫婦を誘って四人で行楽に行った内容を書いたはがき（「塵勞」六）、春の花盛りに、「お貞さんやお兼さんの署名のあつた」はがき（「塵勞」十七）を岡田から二回ほど貰ったことがある。これらからも、岡田夫婦がお貞の結婚式と一緒に出席しなかったために、お貞夫婦との間がこじれたということも、夫婦が不和になったこともなく、相変らず仲良くしていると見受けられる。

社会制度的には、先に見た長野家の母の場合と同様、明治民法での「夫は妻の財産を管理する」という規定²⁰に反して、お兼は家の

¹⁸ 内田道雄(1991・初出1989)『「行人」の語り手と聴き手』『夏目漱石作品論集第九巻』桜楓社 P270

¹⁹ 例えば、藤井淑禎(1994)「注解」最新版『漱石全集第八巻』岩波書店 P455では、当時不妊症の夫婦の比例が高いと指摘されている。

²⁰ 脇田晴子・林玲子・永原和子(2002)『日本女性史』吉川弘文館 P201

airiti

家計権を掌握し、堅実に管理しているが、お兼が家計面での主導権を握った背景は、先の長野家の母の場合とは異なり、夫に献身的に仕えながらも抑圧された風貌はお兼には全然見えず、むしろ夫から進んで妻に任せようとする夫婦関係が岡田家では描かれている。こういった岡田家の姿は、正に同時代のフェミニスト福田英子の理想とする、夫が外で仕事ができるように家政を整えることが妻の役割であり、一家の収入は、すべて妻に託して家計をまかせるべきであるという、差別や抑圧にはつながらない男女分業論を髣髴とさせる²¹。現在のフェミニズム論、ジェンダー論では、こうした福田英子のような男女分業論は、融和主義あるいは欺瞞として排斥されているが、『行人』の中では、その形を岡田家が体现し、それがきわめて調和的に営まれている夫婦関係であることは、以上の場面から否定できない。長野家の母とは又違った女性の「幸福」が確かにそこには実現されているのである。

2.3 佐野とお貞新夫婦

続いて、新しい夫婦である佐野・お貞夫婦の場合を見よう。

長野家で「下女だか仲働だか分らない地位」（「歸つてから」三十七）にいるお貞と「岡田と同じ会社へ出る若い」（「友達」七）佐野の新夫婦は、媒酌人と自任した岡田夫婦および長野老夫婦の周旋によって誕生した。佐野夫婦が結婚したとき、二郎は「不仕合な夫婦を作る積なのかしら」、「結婚問題を人生に於ける不幸の謎の如く考へた」（「歸つてから」三十六）と繰り返しており、二郎はこの結婚に「不幸」な予感を覚えている。そうした二郎の言説から読むと、この新婚夫婦に「不幸」の影が纏綿している印象を読者は持つてしまう。果たしてそうであろうか。

お貞の結婚前、佐野が「あまり乗氣になつて何だか剣呑だから、彼地へ行つたら能く様子を見て来てお呉れ」（「友達」八）という長野の母の用命を、大阪に来た二郎が岡田夫婦に伝えたさい、佐野と

²¹ 同注 13 前掲書 P38

は「大分心易い間柄」（「友達」九）と見えるお兼は、すぐその場で、「佐野さんはあゝいふ確かりした方だから、矢張辛抱人を御貰ひになる御考へなんですよ」（「友達」七）と佐野の人物と動機を弁護している。佐野を弁護したお兼は、お重が「心が浮いてる」（「歸つてから」八）と言って信用していない岡田とは違い、前節でも見たとおり、しっかりした所見を持ち、しかも佐野と親しくしている。そこから考えれば、お兼のこの見方には、ある程度の信憑性があり、佐野がお貞を貰う誠意を危ぶむ必要はなからう。

さらに、お貞について「下女だか仲働だか分らない地位に甘んじた十年の後、別に不平な顔もせず佐野と一所に雨の汽車で東京を離れて仕舞った」（「歸つてから」三十七）と二郎は述べている。十年一日の如く、下女同然に働いた長野家から不平もなく離れていくお貞は、確かにお兼が言うとおおり、「辛抱人」の範疇に入るであろう。お兼のお貞についての理解も正確だと言えよう。佐野が「あまり乗氣になつて何だか劔呑だから」の一言から推測されるように、長野家では、お貞との結婚で何らかの利益を得ようとする佐野の下心を疑ったのかも知れない。しかし、佐野にその下心があったとすれば、下女同然のお貞ではなく、長野家の娘・お重を娶ったはずであるが、佐野が望んだのはお貞である。それを考えると、佐野に長野家への下心があるという長野家の推測は単なる邪推に過ぎない。

さらに、二人の性格であるが、佐野は二郎が長野の母に「佐野さんは多数の妻帯者と變つた所もない」（「友達」十）と報告したような家庭的な人である。一方、お貞は二郎から見れば「器量から云つても教育から云つても、是といふ特色のない女である。ただ自分の家の厄介ものといふ名がある丈」（「友達」七）であり、結婚を前にして、「今頃は近い未來に迫る暖かい夢を見て、誰でも氣の付かない笑顔を、半ば天鷲絨の襟の裡に埋めてみるだらう」（「歸つてから」三十三）と二郎が想像したように、結婚に対する憧れや期待を秘めているごく普通の未婚女性である。性格の面では、佐野もお貞も家庭人としては申し分のないものだと言える。

airiti

二郎の「不幸」の予感は、こうして見てくると、明確な根拠のないものとも言えよう。その後の佐野新夫婦の生活は、テキストには描かれていないが、岡田が二郎に送ったはがきにあるように、岡田夫婦とよく付き合ったり、一所に郊外に行楽に行ったりしている。岡田夫婦の生き方と同調できる面があるからこそ、二組の夫婦が行き来を続けていると見るのが自然であり、こうした岡田のはがきからは、岡田夫婦の生活スタイルとはあまり変わらない、差別や抑圧にはつながらない男女分業にもとづく佐野夫婦の夫婦関係が浮かんでくる。

2.4 狂女とその夫

さらに、二郎が直接、かかわったものではないが、狂女の結婚は二郎が三沢から聞いた挿話である。三沢から聞いた話は以下のような内容である。

例①「不幸にも其娘さんはある纏綿した事情のために、一年経つか経たないうちに夫の家を出る事になった」(「友達」三十二)

例②「其娘さんの片付いた先の旦那といふのが放蕩家なのか交際家のなのかわからないが、何でも新婚早々たびたび家を空けたり、夜遅く歸つたりして、其娘さんの心を散々苛め抜いたら可哀しい」(「友達」三十三)

例③彼(三沢のこと・論者注)はしきりにその親達の愚劣な点を述べたてゝ已まなかつた。その女の夫となつた男の輕薄を罵りしつて措なかつた。(「歸つてから」三十一)

例④「何故そんなら始めから僕に遣ろうと云はないんだ。資産や社會的地位ばかり目當てにして……」(「歸つてから」三十)

上述の内容から分かるように、娘は、相手の資産や社会的地位を目当てにした戸長の親の指示に従い、社会的には申し分ないが、放蕩家、交際家で、輕薄な性格の男に嫁いだ。新婚早々、夫は家を空け

airiti

ることが多く、帰りが遅くなったことを妻の不行き届きだと、とがめられたのか、一年経たぬ内に離縁されることになった。その「不幸」な結婚生活から心の傷を受けたせいで、娘は精神に問題が生じたらしい。このように、三沢の話聞く限りでは、娘が不幸になった責任は、相手の人物を見ないで、財産や社会的地位だけを判断基準にした両親と、娘の存在をまるで自分の従属物であるかのように踏みつけた夫とが負うべきだということである。三沢の評価で、注目すべきは、結婚を決める両親と夫の価値観への批判であろう。三沢のほかに、三沢の母も、実は狂女の結婚について語っている。だが、三沢の母は「不幸な方で、二三年前に亡くなりました。折角御世話をして上げて御嫁入先も不縁でね」（「塵勞」十三）と言い、ただ娘の不幸を憐れみ、嘆いているだけである。つまり、結婚の決断で何が大事なのか、三沢の母には定見がなく、その結果、社会的地位や財産さえあればという安易な判断をしたとも言えるであろう。

この両者の話しを合わせて見ると、狂女の結婚は、明治民法下で、家庭生活には向かない軽薄な性格の男性に嫁ぐ女性の困難と悲劇を端的に現している。明治的家父長制度が生み出した不幸な婚姻の典型と言えるであろう。

2.5 三沢と婚約者

上の狂女の挿話に続いて、三沢の家に預かっている間に、離縁された娘のことを「気に入るやうになつた」三沢は、大阪の病院生活を引き上げて、彼女の三回忌に間に合うように東京に帰った。それから一年も経たないうちに、二郎は三沢の母から間接的に三沢の縁談が決まったことを聞いた。そして、本人から直接に「向ふの都合で秋迄延ばすかも知れない」という結婚式の日程を聞いたとき、その三沢の様子を「彼が愉快らしかつた。彼は来るべき彼の生活に、彼の有つてゐる過去の詩を投げ懸けてゐた」（「塵勞」十六）と二郎は語っている。二郎は、三沢が狂女との過去を断ち切り、その思い入れを新しい結婚生活に注ごうとしていると捉えている。

この三沢の結婚相手は、「宮内省に關係のある役人の娘であつた」

「塵勞」二十一)とあるように、中流階級以上の育ちであろう。また、三沢はその婚約者の友人を結婚の相手として二郎に紹介したが、直接に相手の顔を二郎に合わせなかったことについて、「然し少し舊式ぢやないか。何でも遠慮さへすればそれが禮儀だと思つてるやうだね」という二郎の不満に対して、三沢は、「家庭が家庭だからな。然しあゝいふのが間違がないんだよ」(「塵勞」二十)と三沢は返事した。「間違がない」というこの返事からは、三沢が人柄を含め相手の女性をその育った家庭環境、いわば家風から判断し、信頼できると推測しているのが分かる。その後、三沢の結婚が描かれてはいないため、三沢の結婚生活が幸福に続いていったのかどうかを知る術はないが、縁談が決まった途端に、「もう大きな黒い眼を有つた精神病の御嬢さんに就いては多く語らなかつた」(「塵勞」十六)という三沢の変化からは、三沢が妻になるべき女性との生活に大きな関心と誠意を示していることが認められる。三沢が、狂女の結婚について批判した結婚とは違い、相互の信頼において成り立つ結婚生活に誠実に取り組んだであろうことは、十分に窺われることである。

以上、従来論では、不幸と見なされがちだった、『行人』の副人物の五組の夫婦関係を見てきた。そこから明らかになったのは、漱石が『行人』で描いた副人物たちの家庭で、明治時代の家父長制度における女性抑圧から生み出された典型的な不幸な結婚は、狂女の結婚だけであるという点である。その理由も、結婚に定見を持たず財産や社会的地位を安易に目安としたことから生まれたと捉えられている。

一方、旧世代の長野の母は名目上は、家長の座にはいないが、実質上長男に代わり、家を管理する役目を果たして、「妻(嫁)」から「母(姑)」へと家庭内での地位が変化することで、その權威が認められ、家の柱となった例である。これは、「表」の民法の規定と「裏」の家庭内の実質とが乖離した明治民法下の家庭の二重構造の反映であり、体制内で女性の権利が認められる抜け道があったことの表れである。抑圧的社会を必死に生き抜いた、こうした長野の母

を不幸な婚姻と一言で切り捨てることは出来なからう。

また、岡田夫婦は当時の福田英子が主張したような、都市を中心に核家族化が進む中、夫が外で仕事できるように妻が家政を整え、一家の家計を管理する、差別や抑圧にはつながらない男女分業にもとづく、調和した家庭関係の表徴である。同様に、佐野の新夫婦もしっかり者のお兼に見込まれた「確かりした」佐野と「辛抱人」のお貞のカップルで、今後の行方に「不幸」を見る二郎の判断には無理が感じられる。むしろ、親密に行き来する岡田夫婦と似た分業的夫婦関係のタイプになる可能性が高からう。そして、三沢の場合も結婚には至っていないが、狂女への愛着を切り捨て、これから妻になるべき女性へ最大の誠意を尽くしている所を見れば、家庭形成への意志が男性にあり、女性もそれに応えられる伝統的家風に育った人と予想されるため、「不幸」な結婚になるとは言い切れない。さらに、三沢の場合は明示されていないが、岡田夫婦、佐野夫婦は共に見合結婚であり、二郎の言葉では「手軽」に結ばれたカップルである。しかし、以上見てきたように、家父長制度下の見合い結婚が全て一郎夫婦のような夫婦相尅の不幸に陥ったわけではなく、岡田夫婦のような男女分業に基づく調和した夫婦関係も生まれている。『行人』には、そうした新しい「幸福な家族」が印象深く描かれていることを忘れてはならないであろう。

もう一つ、注目されるのは、岡田夫婦のような子供のない都市に住む核家族の夫婦は、漱石の他の作品、『それから』の平岡夫婦、『門』の宗助夫婦、『こゝろ』の先生夫婦にも見られるということである。しかも、この四作品の作品中時間は、ほぼ重なっている。まず、『行人』の時間であるが、前述した須田喜代次の論究では、明治40年代の出来事を二郎が大正という「今」になって語っているということである²²。『行人』は、まさに『こゝろ』と同じように明治の終焉期

²² 同注10 前掲書 P116-119

に焦点を合わせた明治への告別の物語であり²³、時期的に『こゝろ』と重なっている。一方、日糖事件²⁴の史実から分かるように、『それから』は、ほぼ明治42年前後の出来事である。そして、明治42年10月26日に起こった伊藤博文の暗殺事件を現実起こった事件として取り入れていることを見ると、『門』も『それから』と同様、大体明治42年前後の出来事である。これら、ほぼ同時代の夫婦と見られる平岡夫婦、宗助夫婦、先生夫婦²⁵については、岡田夫婦ほど経済の実権が妻の手に握られているような描き方はされていない。他の核家族では、夫婦関係の描き方の重点が違っているのである。そうした同時期の夫婦と比べると、漱石作品の中で岡田夫婦の特異性は一層際立って見える。こうした夫婦を敢て登場させた漱石の意図は明白であろう。作品の中心をなす、「不幸」と言われた一郎夫婦の結婚生活と対照させ、現実には岡田夫婦のような結婚生活の実態もあることを提示しているのである。そこで、なぜ漱石が岡田夫婦のような夫婦像を提示しなければならなかったかという問題が生じる。それを考えるには、漱石が生きた当時の時代背景を見る必要がある。

3. 「新しい女」の出現という時代背景

以下、漱石が生きた当時の時代背景、特に明治の女性と家・結婚制度について振り返ってみよう。

明治31年(1898)に施行された明治民法は、家族関係において男尊女卑を明文化し、戸主権、家督相続権、財産権などで男尊女卑による家制度を強制力を持った法規範として観念的に実現したと言

²³ 同注10前掲書P119

²⁴ 古川久(1975)「注解」『漱石全集第四巻』岩波書店P921では、「明治四十一年、二年頃、大日本製糖株式会社に起った疑獄」とある。明治42年4月16日、7月12日の日記に漱石はそれに触れた箇所も見られる。

²⁵ 漱石の他の小説作品『それから』の平岡夫婦、『門』の宗助夫婦、『行人』の平岡夫婦、『こゝろ』の先生夫婦の四カップルは、子供がない点で共通である。だが、子供に恵まれていないことは、暗い過去と関連がありそうな点で、岡田夫婦だけは例外である。

airiti

われる²⁶。「女、三界に家なし」と言われるように、これにより、明治時代、女性は生涯にわたって無能力者と見なされることになった²⁷。それに合わせて、明治32年(1899)の「高等女学校令」の公布、明治34年の同施行規則の制定というように、国家法の中に「良妻賢母」育成の理念が盛り込まれ²⁸、女性は妻となり、母となる以外に生きる道はなく、女性の社会的自立は阻害された。そうした中、福田英子は明治40年(1907)に、「婦人解放における日本初のリアリズム運動」²⁹と位置づけられる雑誌『世界婦人』³⁰を創刊した。その運動は、女性の政治上の自由の獲得と、家父長制度的な家族制度からの解放、その方法としての自由恋愛の提唱³¹、そして男女分業による家庭運営といったことである。

そして、明治41年(1908)3月には「両性の争闘」時代の幕開けとも言える象徴的事件³²が起こった。それは夏目漱石門下の森田草平と平塚明子の二人による、いわばエリート知識人同士の心中未遂事件³³である。明治社会に波紋を呼んだこの事件と、日露戦争後の社会で女性の生き方を家族制度への順応と家庭内での天職の自覚に求めようとする国家の姿勢をめぐり、一連の反省の声があがり、明治43年河田嗣郎の『婦人問題』、上杉慎吉の『婦人問題』、阿部磯雄『婦人の理想』、下田歌子の『婦人常識の養成』が発表された³⁴。

これらは、この時期、女性解放を求める動きが広がり、良妻賢母

²⁶ 同注20前掲書P200

²⁷ 同注20前掲書P201

²⁸ 同注20前掲書P208

²⁹ 同注13前掲書P65

³⁰ 明治42年に発行禁止を受けるまでおよそ二年間ほど続いた。

³¹ 同注13前掲書P66

³² 黒澤亜里子(1999)「ジェンダーと<性>解説」同注9前掲書P99

³³ この事件は、「煤烟事件」と言われている。池内輝雄(1993)「風俗文化史」『國文學解釈と教材の研究』第38巻6号學燈社P101では、明治41年3月25日の『東京朝日新聞』にある「最高等の教育を受けたる紳士淑女にして、彼の愚夫愚婦の痴に倣へるは実に未曾有の事」というコメントを引用して解説している。

³⁴ 同注20前掲書P227

主義や嫁姑問題に揺らぎが生じ始めたことを示している³⁵。その象徴である「青鞥」³⁶は、「新しい女」という主張を掲げて、明治44年(1911)に創刊された。その流れを受けて、大正2年(1913)年には、当時の進歩的総合誌『太陽』や『中央公論』、クリスチャンの『六合雑誌』などが婦人問題特集号³⁷を組んだ。この一連の動きを見ると、「青鞥」に代表される、明治末期の女性問題が呼んだ社会的反響が知られよう。もちろん、その反動として「青鞥」の新しい女に対する嘲笑³⁸なども見られる。このように、家制度へ正面から挑戦を宣言した「青鞥」の活動などに対する賛否両論が起こる中、こうした女性論の流れは、「家」制度のもとに、女性の生活を無視することはもはや不可能³⁹であり、「初期の大正デモクラシーの運動の厚味を生身の論理で増した」³⁹と現在、位置づけられている。

前に触れたように、『行人』の連載は漱石の病気のために、中断された。この中断期間は、丁度「青鞥」の活動が新聞紙上などで大きな波瀾を引き起こした時期である。病気とはいえ、新聞小説家の漱石は、その動向に耳を傾けていたはずであろう。まして、この「青鞥」を主宰した人物平塚明子は、漱石の門下生森田草平と「煤烟事件」のスクヤンダルを引き起こした当事者である。事件後、社会的に抹殺されそうになった森田草平に事件をもとにした小説『煤烟』を書かせて朝日新聞社に掲載し、名誉を回復させようと努力した漱石には、師として森田草平の所為に対する苦心が感じられる⁴⁰。家制度への正面きった挑戦を宣言し、女性解放を呼び起こした「青鞥」

³⁵ 川上美那子(1999)「ジェンダーとく母>解説」同注9前掲書P71

³⁶ 「青鞥」が活動を続けたのは、明治44年から大正5年までの六年間である。

³⁷ 同注20前掲書P230

³⁸ 同注20前掲書P230では、「新しい女たちへの、津田梅子ら女子教育家、庶民の女たちを含めた世間の嘲笑、圧迫」とある。また、同注9前掲書P117では、明治45年7月12日、13日付の『国民新聞』記事から抜粋された「所謂新しい女」(一)、(二)が触れられている。

³⁹ 同注20前掲書P232

⁴⁰ その辺の経緯は、夏目伸六(1991・初出1956)「父の手紙と森田さん」『父・夏目漱石』文藝春秋に詳しく書かれている。

が、既に一つの新しい社会的思潮を作り出した事実を漱石は見つめたであろう。「青鞥」の活動に対する漱石の返答が、『行人』に描かれた副人物の五組の夫婦像から覗かれる。

4. 結論

本論文は、女性が常に抑圧される存在だというパラダイムから離れ、『行人』のテキストに忠実に副人物の五組の夫婦像を再読した。『行人』で、明治民法の非人間性を代表するのは、狂女の結婚だが、明治31年の新民法施行により、社会にこうした不幸な結婚の例は跡を絶たなかったであろう。だが、こうした抑圧に辛うじて耐え、「妻」(嫁)から「母」(姑)へ変身して、「良妻賢母」として「表」の民法の規定に従いつつ、「裏」では実質的にそれを逆転した長野の「母」の生き方は当時の結婚への立派な解答である。また、夫婦像としてより目立つのは、「新中間層」⁴¹に属すると思われる岡田夫婦である。男女分業にもとづく核家族を営んでいる男女が協力して生み出した「幸福」を、「不幸」と見る論拠はどこにもなかったろう。

また、本論文で見てきた五組の夫婦像(三沢の場合が不明だが)は、いずれも女性解放者が提唱した恋愛結婚による夫婦ではなかった。しかし、いずれも家父長制度により一方的に抑圧され、周縁化された妻や、また両性相尅に苦しむ無残な一郎夫婦の姿とは無縁である。妻を中心に動く岡田夫婦のような調和的關係を、漱石は『行人』の中で明確に描いている。漱石が妻鏡子との夫婦關係は、多くの齟齬⁴²を含んでいたかも知れないが、明治的家父長制と新しい女の「青鞥」という両極の二つの潮流の間に、岡田夫婦のような、もう一つの夫婦像があることに漱石が気づき、もう一つの女性の生き方の可能性を示したとも見える。もちろん作品の主な意図は、明治体制下での一郎夫婦のような悲劇の解剖にあったかも知れないが、

⁴¹ 同注 17 余吾育信前掲書 P140

⁴² 瀬沼茂樹(1991・初出 1962)『『行人』』『夏目漱石作品論集第九卷』桜楓社 P42

airiti

岡田夫婦を明確な人物造形で提示した漱石は、確かに夫婦関係の多面的可能性と選択の自由を開示していると言える。

テキスト

夏目漱石 1975『漱石全集第五卷』岩波書店

参考文献

浅田隆・戸田民子編 1991『夏目漱石作品論集第九卷』桜楓社

飯田祐子 1998『彼らの物語——日本近代文学とジェンダー』名古屋
大学出版社

石原千秋編 1990『日本文学研究資料新集 14 夏目漱石——反転する
テクスト』有精堂

金正勲 2002『漱石男の言草・女の仕草』和泉書店

小宮豊隆 1942『漱石の藝術』岩波書店

坂口曜子 1987『魔術としての文学夏目漱石』沖積社

佐藤裕子 2000『漱石解説——〈語り〉の構造』和泉書店

特集「風俗文化史」1993『國文學解釈と教材の研究』第 38 卷 6 号學
燈社

中山和子・江種満子・藤森清 1999『ジェンダーの日本近代文学』翰
林書房

夏目伸六 1991・初出 1956『父・夏目漱石』文藝春秋

藤井淑禎 1994「注解」最新版『漱石全集第八卷』岩波書店

古川久 1975「注解」『漱石全集第四卷』岩波書店

三好行雄編 1984『鑑賞日本現代文学第 5 卷夏目漱石』角川書店

山下悦子 1988『日本女性解放思想の起源——ポスト・フェミニズム
試論』海鳴社

有精堂『一冊の講座』編集部 1982『一冊の講座夏目漱石日本近代文
学 I』有精堂

脇田晴子・林玲子・永原和子 2002『日本女性史』吉川弘文館